

食安輸発第0530003号
平成19年 5 月 30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

中国産加工食品の取扱いについて

今般、海外において、下記の中国の製造者が製造した乾燥果実等からズルチンを検出したことによる違反事例があったとの情報を入手したところです。

これまでに同一の製造者による食品が我が国に輸入された実績はないところですが、今後は下記により検査を実施することとしたので対応方よろしくお願ひします。

記

1. 検査対象

(1) 次の製造者が製造・加工した食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ズルチンに係る自主検査を実施するよう指導すること。

なお、ズルチンに係る検査実績が添付された貨物については、定期的な自主検査を指導するとともに、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号。以下「通知」という。）に基づくモニタリング検査を実施すること。

Tianjin Yizehang Food Innovation Co., Ltd. (Tianjin)

Nutraland Limited (Beijing)

Zhangjiagang Dayu Rubber Products Co., Ltd. (Zhangjiagang City Jiangsu)

Nanchng Foodstuffs Co. (Chenghai)

Chaozhou Zhancui Foodstuff Co., Ltd. (Chaozhou)

Yantai Ruiqing Commerce And Trade Co. (Yantai)

(2) (1) 以外の製造者が製造・加工した中国産加工食品については、通知に基づくモニタリング検査を実施すること。

2. 検査方法

別添の方法に準じて実施すること。

3. その他

検査の結果、ズルチンが検出された場合には、食品衛生法第10条違反として措置すること。